

湯田ダム(岩手県)砂利採取規制計画について 【令和4年4月現在】

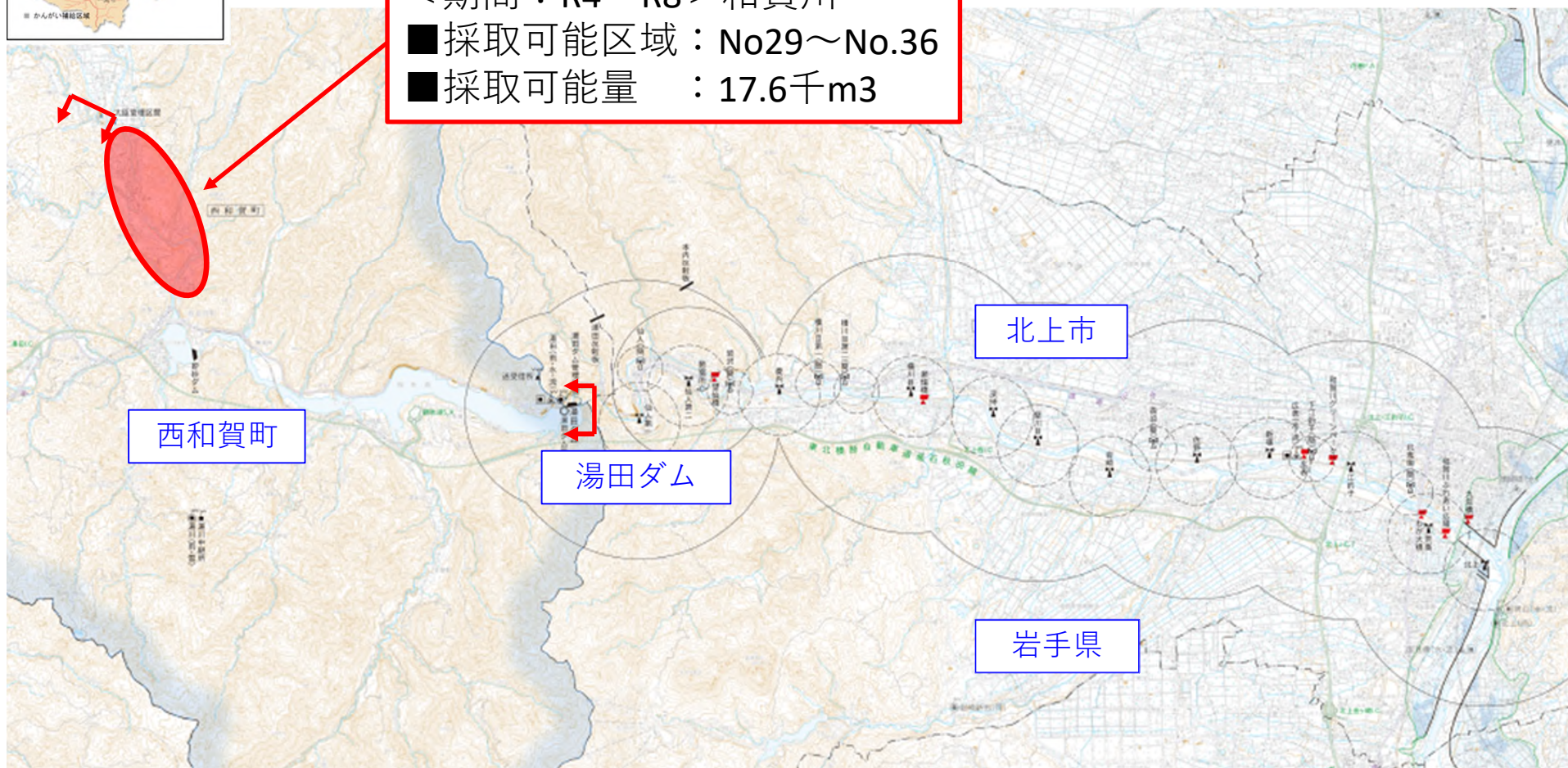


- 現在、湯田ダム(岩手県)において砂利採取可能な箇所は以下の箇所です。
- コンクリート骨材以外にも使用できるよう用途規制は廃止しております。
- 本区間の砂利採取に関する問合せは、北上川ダム統合管理事務所管理第一課及び湯田ダムまでご連絡下さい。

<期間：R4～R8> 和賀川

■採取可能区域：No29～No.36

■採取可能量：17.6千m³



↕↕ : 直轄河川管理区間